

一人じゃないんだ。

特集 子ども・若者の未来を拓く「応援金」

朝日の 社会福祉 2020



with you

家庭に頼れない、災害で地域とのつながりが断たれてしまった、認知症への不安…困難な状況の中に置かれている方たちへ、「一人じゃない」を届けていると私たち理解しています。

そんな子どもたちが、学ぶことに見いだした希望を経済的理由で手放すことなく、未来へまっすぐ進んでいくよう、皆さまのご支援を得て実施してきたのが2008年から始めた「応援金」事業です。戦後大きな変化を経ずにきた社会的養護の子どもたちを支える福祉の仕組みは、近年少しづつ前進しています。子どもたちの願いに心を寄せ、力になつてくださいた皆さまの思いが、この歩みを後押ししていると私たち理解しています。

貧困の問題はもちろん、親から愛されなかつた辛さや虐待によるトラウマ、そして学業のハンディ。社会的養護のもとにある子どもたちは、壮絶な家庭生活、暴力の中を生き抜いてきた例も珍しくありませんでした。

新型コロナウィルスの感染拡大により日常生活は一変し、世界中に不安と混乱が広がりました。私たちにできることとして、とりわけ苦しい状況にある児童養護施設などの社会的養護(※2)へ注出出身の学生へ緊急支援を実施。10年以上継続していれる奨学金「進学応援金」を拡充し、約1400人に「新型コロナウィルス緊急学生応援金」を届けることができました。

皆さんに支えられ、今年で92周年

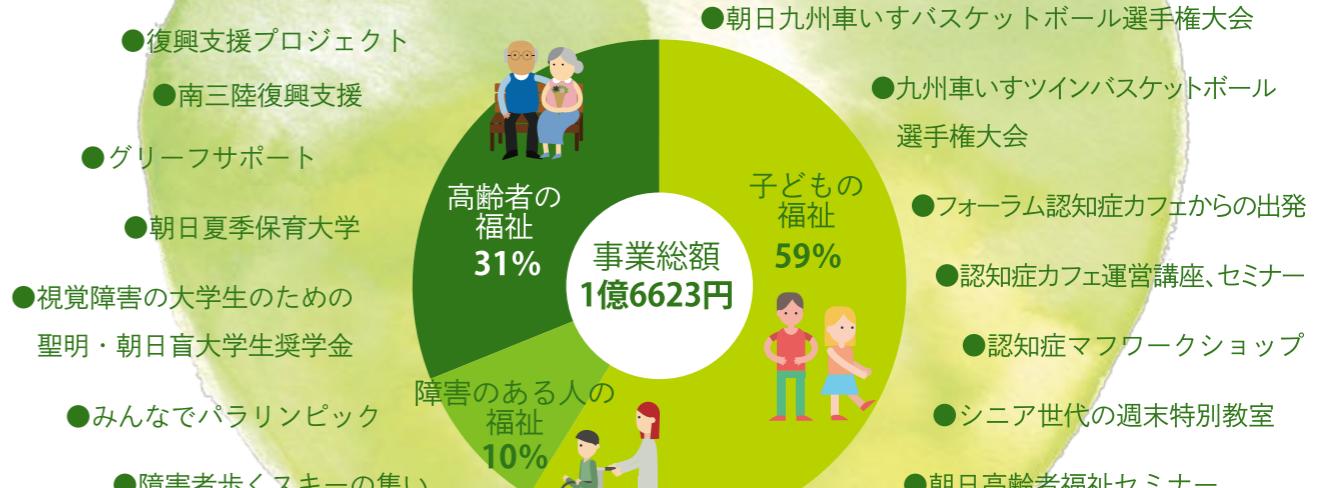
朝日新聞厚生文化事業団は1923年(大正12年)の関東大震災の被災者支援をきっかけに創設されました。

「かけがえのない子どもたちへ」「豪雨被害の方へ応援の気持ちを…」

温かいメッセージとともに、昨年は8000人余りの方がご支援くださいました。一人でも多くの方に必要な支援を届けられるよう、下記のように幅広い社会福祉事業を実施しています。これからも、皆さまのお気持ちをしっかりと受け止め、誰もが安心して暮らせる社会のために役立てまいります。



皆さまからのご寄付は、 以下のような事業に使われます



※2020年度事業予算、東日本大震災救援事業を含みます



- 高齢者施設訪問プログラム ゆうゆうビジット
- 認知症フレンドリーキッズ授業
- 全国高校生の手話によるスピーチコンテスト



このダイレクトメールは、昨年ご寄付をくださった方などへお送りしています。送付停止や住所変更などのお問い合わせは、お手数ですが下記専用ダイヤルへご連絡ください。ホームページの専用フォーム(右のQRコード参照)からもお手続きいただけます。
TEL: 03-6670-3893



朝日新聞厚生文化事業団

本部(東京)

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
TEL 03-5540-7446 FAX 03-5565-1643

西部事務所

〒812-8511 福岡市博多区博多駅前2-1-1
TEL 092-477-6930 FAX 092-477-6931

大阪事務所

〒530-8211 大阪市北区中之島2-3-18
TEL 06-6201-8008 FAX 06-6231-3004

名古屋事務所

〒460-8488 名古屋市中区栄1-3-3
TEL 052-221-0307 FAX 052-221-5453



朝日新聞厚生文化事業団

<http://www.asahi-welfare.or.jp/>

ご寄付の お願ひ



あなたの思いやりを
未来につなぐ

ご相談や資料請求など、遠慮なくお問い合わせください。
08年に始まつた奨学金事業「進学応援金」の開始を後押しして
くださいましたのも、遺贈のご寄付でした。
人生の締めくくりとして、遺贈のご相談をいただく機会が増え
ています。

遺贈・相続寄付に関するお問い合わせ TEL 03-5540-7446 (朝日新聞厚生文化事業団東京事務所)

朝日新聞厚生文化事業団の福祉事業に
いつもご協力をいただいております皆さんに、心より感謝申し上げます。

虐待など数々の困難を生き抜いてきた若者へ、
突然の災害により喪失感を抱える方へ、
必要なつながりやサポートが届かず孤立している方へ ...
「一人じゃない」の思いを乗せた支援を届けるために、引き続き、ご協力をお願いいたします。

さまざまな
「当事者のつどい」で
つながりを届けます

被災された方への
緊急支援として
役立てます

社会的養護で
育った若者への
“応援金”として
お送りします

この他にも多様なニーズに応じた社会福祉事業を実施しております。

ご寄付の方法

銀行振り込み・クレジットカード
事業団ホームページからご寄付の手続きができます。

郵便振替
口座番号「00130・1・9166」(加入者名=朝日新聞厚生文化事業団)で受け付けております。

古本募金

本、DVD (本は ISBN 書籍コードがあるものが対象)、ブランド品、貴金属等をお送りいただき、査定額の全額を事業団に寄付できる仕組みです。集荷・査定換金・募金送金は「きしゃぽん」(運営: 嵐野株式会社)が実施。集荷申し込み、取扱品に関する問い合わせは、電話 0120-29-7000 (9:00-18:00) まで。
ホームページ kishapon.com/asahi-welfare/



1,000 円以上のご寄付で、お住まいの地域の朝日新聞地域面にお名前を掲載することができます (ご希望の方のみ)。

税制上の優遇措置について

事業団へのご寄付は次のような寄付金控除を受けることができます (古本募金を除く)。

●個人所得税

所得控除と税額控除のうち、いずれか有利な方をお選びいただけます。この優遇を受ける場合、確定申告を行う必要があります。

〈所得控除〉 寄付金の合計額※1-2,000円=所得控除額

〈税額控除〉 (寄付金の合計額※2-2,000円)×40%=税額控除額※3

●個人住民税

東京都にお住まいの方は、個人住民税から控除の適用を受けることができます。

(寄付金額※4-2,000円)×4%=税額控除額

●法人の場合

当事業団に対するご寄付は、その寄付金の合計金額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。詳細はお近くの税務署、税理士にご確認ください。

※1 総所得金額の 40 % に相当する額が上限

※2 総所得金額の 40 % に相当する額が上限

※3 所得税額の 25 % が上限

※4 総所得金額等の 30 % が上限